

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)				備考	
							概要又は名称	様式4 【ファイル番付】	合計期間	経由機関	(日)	協議機関		(日)
3条_環1	環境生活部	環境対策課	公害紛争処理条例	コウガ イソソウジョリジ ヨウレイ	7-1	公害紛争処理手数料の減免又は納入の猶予	(公害紛争処理条例施行規則第2条)	30401	10					
3条_環2	環境生活部	自然保護課	県立自然公園条例	ケンリツシゼンコウエンジ ヨウレイ	10-3	特別地域内における行為の許可	・国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通知） ・自然公園法の行為の許可基準の細部の解釈及び運用の方法について（平成12年8月7日付け環自計第171号環境庁自然保護局長通知） ・県立自然公園条例施行規則第4条	30601	1か月	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所	(15)			
3条_環3	環境生活部	自然保護課	自然環境保全条例	ジゼンカンキョウホゼンジ ヨウレイ	18-1	特別地区における行為の許可	自然環境保全条例施行規則第10条（許可を要しない木材の伐採） 第11条（許可基準） 第12条（制限対象外の国、県等の行為） 第13条（許可等を要しない行為）	30602	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所	(15)			
3条_環4	環境生活部	自然保護課	自然観察センター条例	ジゼンカンサツセンタージ ヨウレイ	4	入館料の返還	自然観察センター条例第10条但書	30603	即日					
3条_環5	環境生活部	自然保護課	自然観察センター条例	ジゼンカンサツセンタージ ヨウレイ	5	入館料の免除	自然観察センター条例施行規則第11条	30604	即日					
3条_環6	環境生活部	保健所	食品衛生法施行条例	ショクヒンエイセイホウセウジ ヨウレイ	6	許可証の書換交付		30701	2					
3条_環7	環境生活部	保健所	食品衛生法施行条例	ショクヒンエイセイホウセウジ ヨウレイ	7	許可証の再交付		30701の2	2					
3条_環8	環境生活部	保健所	食品衛生取締条例	ショクヒンエイセイトリシマジ ヨウレイ	6-2	登録更新		30702	14					
3条_環9	環境生活部	保健所	食品衛生取締条例	ショクヒンエイセイトリシマジ ヨウレイ	9-1	登録証の書換		30703	2					
3条_環10	環境生活部	保健所	食品衛生取締条例	ショクヒンエイセイトリシマジ ヨウレイ	9-2	登録証の再交付		30704	2					
3条_環11	環境生活部	保健所	かきの処理に関する取締条例	カキノシリニカンスルトリシマジ ヨウレイ	4	かき処理場設置許可	かき処理業取締条例の解釈について（昭和29年11月1日公第1307号）1,5	30705	14					
3条_環12	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フクノショリトウノキセイニカンスルジ ヨウレイ	8-3	免許証の交付		30706	20	保健所	5			
3条_環13	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フクノショリトウノキセイニカンスルジ ヨウレイ	12-1	免許証の書換え交付		30707	20	保健所	5			
3条_環14	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フクノショリトウノキセイニカンスルジ ヨウレイ	13-1	免許証の再交付		30708	20	保健所	5			
3条_環15	環境生活部	循環型社会推進課	浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	ジヨウカソウノホシュテンケンキョウシヤノウロクニカンスルジ ヨウレイ	2-1	浄化槽の保守点検を業とする者の登録	条例第5条第1項 条例第10条	30801	1ヶ月	保健所	(10)			
3条_環16	環境生活部	循環型社会推進課	浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	ジヨウカソウノホシュテンケンキョウシヤノウロクニカンスルジ ヨウレイ	2-3	保守点検業登録の更新	条例第5条第1項 条例第10条	30802	1ヶ月	保健所	(10)			
3条_環17	環境生活部	循環型社会推進課	浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	ジヨウカソウノホシュテンケンキョウシヤノウロクニカンスルジ ヨウレイ	6	営業区域の変更登録	条例第5条第1項 条例第10条	30803	1ヶ月	保健所	(10)			
3条_環18	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	ドシヤクノウメタテウニカンスルキセイニカンスルジ ヨウレイ	7	土砂等の埋立て等許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条	30804	60					
3条_環19	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	ドシヤクノウメタテウニカンスルキセイニカンスルジ ヨウレイ	12-1	土砂等の埋立て等変更許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条（第12条第3項で準用）	30805	40					
3条_環20	環境生活部	循環型社会推進課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	ドシヤクノウメタテウニカンスルキセイニカンスルジ ヨウレイ	18-1	土砂等の埋立て等譲受け許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条（第18条第3項で準用）	30806	40					

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)					備考
							概要又は名称	様式4 【ファイル番号】	合計期間	経由機関	(日)	協議機関	(日)	
3条_環21	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	けんみんかいこうじょうかい	9-2	使用許可	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。 1. 会館の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。 2. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 3. 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。 4. 前三号に掲げる場合のほか、会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。	31101	7					
3条_環22	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	けんみんかいこうじょうかい	14	利用料金の免除	次の各号に掲げる場合には、各室利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額を免除することができる。 1. 国、地方公共団体、公益法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、学校教育法第1条に規定する学校法人、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法第2条に規定する地方独立行政法人が主催して使用する場合 10パーセント 2. 県内の学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催して幼児、児童又は生徒のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント 3. 県内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が主催して児童のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント 4. 大ホール使用開始日の3月前の時点でホールスケジュールに空きがある場合の使用で、県内に所在する文化芸術団体又は学生文化団体が練習会場としてのみ使用する場合 30パーセント 5. 前各号に掲げる場合のほか、館長が特別な事由があると認めた場合 館長が定める割合	31102	7					
3条_環23	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	けんみんかいこうじょうかい	13	利用料金の返還	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める割合に応じて、各室利用料金を返還をすものとする。 1. 管理上の都合により使用許可を取り消した場合 100パーセント 2. 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 100パーセント 3. 1号施設を使用しようとする者が使用開始前6月以前に第9条第2項の規定により使用のとりやめを申し出た場合 90パーセント 4. 1号施設を使用しようとする者が使用開始前6月から10日までの期間内に第9条第2項の規定により使用のとりやめを申し出た場合 50パーセント 5. 2号施設を使用しようとする者が使用開始前10日までに第9条第2項の規定により使用のとりやめを申し出た場合 50パーセント	31103	7					